

久留米大学病院面会に関する規約

久留米大学病院では、入院患者の安静、療養および治療上の安全を確保するとともに、患者と家族等の絆を維持し、退院に向けた意欲向上および意思決定支援を促進するため、面会の実施方法等を定める。

1. 面会時間

患者の療養環境維持のため、以下の通り面会時間を定める。

- (1) 平日（月～金）：午後1時～午後8時
- (2) 土・日・祝日：午前11時～午後8時

※お盆（8月15日）、年末年始（12月29日～1月3日）を含む。

※一部病棟（高度救命救急センター、精神神経科病棟等）については、治療上の特性に鑑み、別途病棟が定める時間とする。

※平日18時以降および土・日・祝日は、防犯および管理上の理由により、総合診療棟北側の休日時間外入口を利用するものとする。

2. 面会の実施方法と遵守事項

患者の療養環境維持のため、以下の通り面会の実施方法と遵守事項を定める。

(1) 時間制限

1回の面会は原則30分程度とし、他の患者の安静を妨げないように配慮すること。

(2) 感染対策

院内感染防止のため、来院時のマスク着用および手指消毒を推奨する。

(3) 体調管理

発熱、咳、下痢等の症状がある者の面会は原則として禁止する。

(4) 病状による制限

患者の病状や治療の都合により、面会を制限またはお断りする場合がある。面会希望者は事前に病棟看護師長へ申し出ること。

(5) 年齢制限

一部病棟（サージカルICU、血液・腫瘍内科病棟等）については、治療上の特性に鑑み、別途病棟が定める年齢制限を遵守すること。

3. 感染流行期の対応

感染症の流行状況に応じ、病院長の判断により面会制限（人数制限、時間短縮、または原則禁止）を行う。その際、患者の孤立を防ぐため、必要に応じてタブレット端末等を用いたオンライン面会等を代替手段として検討する。

4. 特例面会（療養・退院支援への配慮）

以下の場合には、面会の実施方法と遵守事項および感染流行期の対応の規定にかかわらず、柔軟に面会を許可するものとする。

- (1) 病状説明（インフォームド・コンセント）や退院支援カンファレンスへの出席。
- (2) 病状悪化により、医師が家族の付き添いや面会が必要と判断した場合。
- (3) その他、患者の心理的安定のために不可欠と認められる場合。

附 則

この規約は、令和8年6月1日から施行する。